

令和4年第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 谷山次則 木村良一 田代和弘
境 良一 松下清史 鎌賀和夫 太田桂子 宮本久美子
4. 欠席委員 2名
齋藤英次 加悦雅浩
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 安田委員 谷山委員
6. 議 事
 - (1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第17号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻となりましたので、只今から令和4年第5回の総会を開催いたします。総会に入ります前に、本日は、齋藤、加悦委員2名がご欠席ですが、定数の過半数以上の出席を頂いていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。2会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 本日もご多用の中、ご出席賜りお礼申し上げます。ゴールデンウィークも終わりましたが、コロナ感染症第7波が懸念されています。市内でも日ごと数名の感染者が報告されています。皆様におかれましても何かとご不便な生活を送られているかと思いますが、感染予防を宜しくお願い致します。また、本日も事務局より2、3のご提案をあると思っておりますの

で、皆様方のご協力宜しく申し上げます。

上村局長 ありがとうございます。続きまして3議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと谷山委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員の中村委員から説明をお願いします。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は、車で10分、農業年数は21年、農機具を所有し、主たる作物は、水稻、まめ、なたねとなり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は5ページです。立岡のスポーツセンターから南東に上った場所になります。申請地までの通作距離は、車で5分、農業年数は65年、農機具を所有し、主たる作物は、米、花木、かきになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は、車で3分、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は、米、じゃがいもになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意

- 見はありませんか。
全委員 異議なし。
- 境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。
- 安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。
- 境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。
- 事務局 申請番号4番について説明いたします。合計17筆ですが、花園町池ノ口544-3の9.91筆が登記簿上で現地確認不能地とされており、場所が特定できませんので地図には載っておりません。その他の地図は7ページから11ページです。7ページは右側の南北に走る道路が国道3号線でウキウキロードとの交差点の近くになります。8ページ以降は立岡のスポーツセンターを北東に上った場所になります。
申請地までの通作距離は、平均して徒歩5分、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、米、路地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 田代委員 花園町池ノ口544番地3については、所在不明とのことであるが転用が出来るのか。
- 事務局 農地法上は転用出来ると思わるが、詳細については、登記を所管する法務局と協議を予定しています。
- 田代委員 今回は、9.91平方センチメートルと極小であったが、比較的広い場合は問題ではないか。また、今後、相続の問題等で増加した場合の考え方を明確にしておくべきではないか。
- 事務局 田代委員からのご提案のとおり、関係所管である国、県、法務局等と協

し対処して行きます。

中村委員 地図上， 1 2 9 7 番地が二つあるのではないか。

事務局 1 1 ページの 1 2 9 7 番地については， 1 7 2 1 番地の間違いです。修正をお願いします。

芥川委員 8 ページの 5 9 5 番地 1 は， 5 9 5 番地ではないか。
(清二)

事務局 ご指摘のとおりです。修正します。

境議長 他にありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 4 番については承認致します。次に，申請番号 5 番について確認委員は加悦委員ですが，欠席ですので，事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明いたします。地図は 12 ページです。申請地までの通作距離は，徒歩 5 分，農業年数は 5 年，農機具を所有し，主たる作物は，玉ねぎ，じゃがいも，デコポンになり，3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 5 番については承認致します。次に，申請番号 6 番について確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 6 番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 13 ページです。
申請地は自宅の隣接地であり、農業年数は 48 年、農機具を所有し、
主たる作物は、米、みかん、露地野菜になり、3 条の要件は満たしている
ものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 6 番については承認致します。次に、申請
番号 7 番について確認委員の宮本委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 7 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり
でありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明いたします。地図は 14 ページです。
申請地までの通作距離は、車で 3 分、農業年数は 39 年、農機具を所有
し、主たる作物は、水稻、みかんになり、3 条の要件は満たしているも
のと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 7 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 7 番については承認致します。以上、議案
第 1 4 号について 7 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。
次に議案第 1 5 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請審議について」
を議題といたします。申請番号 1 番と 2 番は関連していますので、あわ

せて確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号1番と2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、申請者は漁業後継者として網津に在住しています。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番と2番については関連しておりますので、併せて補足説明いたします。地図は、16ページです。住吉神社の東側になります。申請人は、住吉町に居住する個人であり、現在、隣接地の実家で両親や親せきの計7人で同居していますが、年内には県外に住む弟家族も同居し、父親の仕事を手伝いたいという話があったことから、子どもの成長も考え、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は実家の隣接地であり、子育て中の申請人にとっていざというときも安心して仕事に集中できるなど利点も多いと考え、今回の転用申請となりました。2番については、申請人が所有する漁業用資材の置場が不足しており、現在は住吉漁協の所有地を数か所借りて資材を置いている状況ですが、距離的にも管理の面からも居住地に隣接した申請地は利便性がよく、今回の転用申請となりました。なお、申請地は双方とも、農業振興地でしたが、今回の申請にあたって除外済みであり、近隣の集落に接続して設置されるという不許可の例外規定に該当すると思われま。代替地も検討されていますが、ほかに購入できる土地がなかったことから、転用見込みはあると考えます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番、2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番、2番については承認をいたします。以上、議案第15号について2件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第16号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の中村委員から説明をお

願います。

中村委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、今回の申請地は、農地改良届がなされ完了しましたが、一年間経っていなかったため、今回の申請の必要性を含め事務局と現地確認を行いました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は19ページです。
申請人は、松山町で産業廃棄物収集運搬業等を営む法人です。今回、地域の療育事業所に入園待機の方が多くことなどから、新たに児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として児童発達支援施設を開設する土地を探していたところ、申請地は、大通りから少し中に入った閑静な住宅街であり、施設を開設するのに最適と考え、今回の転用申請となりました。なお、施設を早期開設する必要があったため、申請地には仮の施設を建設し、その裏手に本施設を建設予定ということで、一時転用の申請となっています。また、当該地は土地改良完了後、1年を経過しておりませんが、早期開設の要望が多い児童福祉施設ということから、例外的に転用が可能かと考えられます。申請地は、都市計画の用途地域に該当するため、第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。次に、申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、20ページの地図上では、申請地周辺が農地となっていますが、現地は既に農地から転用されています。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

します。

事務局 申請番号 2 番について説明いたします。地図は 20 ページです。
申請人は、松山町で自動車販売や買取業等を営む法人であり、現在、使用している車輛置場では車の保管場所が手狭になったため、新たに土地を探していたところ、申請地は、法人所有の土地に隣接しており、車輛置場として利便性がよく最適であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域に該当するため、第三種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 2 番については承認をいたします。次に、申請番号 3 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 3 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、上古閑地区には公民館が無かったため今回の申請となったとのことです。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 21 ページです。
申請人は、岩古曾町の地縁団体であり、当該地区には公民館がなく、災害時における避難場所や地域住民の交流の場として使用するため公民館の建設及び駐車場とする土地を探していたところ、申請地は地区の中心に位置しているため利便性がよく、地域住民からも公民館建設の用地としたいとの強い要望があったことから、今回の転用申請となりました。なお、転用申請以前から一部盛り土を行っていたため、始末書案件となります。申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

木村委員 土地について、賃貸借期間が5か年となっているが。

事務局 先方の事由で、5か年毎更新されるとのことです。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番については承認をいたします。次に、申請番号4番について確認委員の谷山委員から説明をお願いします。

谷山委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は22ページです。※右上に少し見えているところが城山公園で、神馬団地の近くになります。申請人は、栗崎町で不動産業などを営む法人であり、申請地は都市計画第一種中高層住居専用地域であり、上下水道があり、学校も近く住宅地として適した場所であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第三種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号4番については承認をいたします。次に、申請番号5番について確認委員の鎌賀委員から説明をお願いします。

鎌賀委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、申請地周辺は宅地となり農地としては適さないのではないかと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は23ページです。
申請人は、住吉町に居住する個人であり、申請地の南西に位置する会社を営んでいます。現在、職員駐車場を少し離れた資材置場としており、さらに社用のトラックや重機等も多く車の保管場所が手狭になったため、新たに土地を探していたところ、申請地は、会社の裏手に位置しており、職員駐車場及び車輛置場として利便性がよく最適であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、住吉駅から300m以内に位置するため、第三種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。以上、議案第16号について5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第17号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。45~49番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。最後の③につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、現在の農地所有者から熊本県農業公社が農地を買い入れるものです。次に27ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定

による農地集積の状況を示していて、田の合計が 31,020 m²、樹園地の合計が 6,235 m²、合計 37,255 m²となっています。次に 28 ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第 5 回総会時点での令和 4 年の累計は、利用権の設定が 16 万 5,339.39 m²、所有権の移転は 12,040 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 17 号について承認します。次に報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。30 ページをお開きください。
解約件数は 2 件、総合計は 8 筆で 8,895 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 6 号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。
無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第 5 回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 谷山 次則 印